



- (2) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 3 確認を求める該当条項の不要の文字は削除すること。
- 4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。
- 5 通報を受ける場所を明示すること。
- 6 遠隔操作を行う場所を明示すること。
- 7 保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にしていることを証する書類を添付すること。
- 8 既に総合通信局長の確認を受けている場合であつて、当該確認に係る書類の内容に変更がないときは、その旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。